

平成25年2月 定例会

津山圏域資源循環施設組合議会 2月定例会 会議録目次

津山圏域資源循環施設組合定例会の招集について	1
議案の送付について	3
組合議会運営予定表	4
議事日程	5
会議に付した事件	6
出席・欠席議員	6
出席した説明員	6
出席した事務局職員	6

第1号（2月19日）

開会宣言	7
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 議案第6号～議案第7号一括上程	7
日程第4 議案質疑及び一般質問	10
閉会宣言	36
会議録署名議員	36
発言通告一覧表	37

津資組第 708 号
平成25年2月12日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

津山圏域資源循環施設組合議会2月定例会の招集について

このことについて、別紙津山圏域資源循環施設組合告示第15号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第15号

平成25年2月12日

平成25年2月19日（火曜日）午前11時、津山圏域資源循環施設組合議会2月定例会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮 地 昭 範

津資組第 710号
平成25年2月12日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会2月定例会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

記

議案第6号 平成25年度津山圏域資源循環施設組合会計予算

議案第7号 平成24年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第1次）

平成 25 年 2 月 19 日

2 月定例組合議会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
2 月 19 日	火	全員協議会（午前 10 時） ・ 次第 1 開会 ・ 次第 2 管理者あいさつ ・ 次第 3 協議事項 （1）議事日程について （2）議会運営について ・ 次第 4 報告・説明事項 （1）経過報告 （2）津山圏域クリーンセンター還元施設検討委員会設置要綱について （3）2 月定例会提出議案について	
		本会議開会（午前 11 時） ・ 日程第 1 会議録署名議員の指名 ・ 日程第 2 会期の決定 ・ 日程第 3 議案上程 管理者の提案理由の説明 ・ 日程第 4 質疑及び一般質問 採決 閉会	

平成25年2月津山圏域資源循環施設組合議会定例会議事日程

(第1号)

平成25年2月19日(火) 午前11時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第6号 平成25年度津山圏域資源循環施設組合会計予算
議案第7号 平成24年度津山圏域資源循環施設組合会計補正
予算(第1次)
- 日程第 4 議案質疑及び一般質問
採決

本日の会議に付した事件

日程番号	会議に付した事件
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第 6 号～議案第 7 号 一括上程
第 4	議案質疑及び一般質問

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	岡 安 謙 典	出席		9	浦 矢 薫	出席	
2	安 東 伸 昭	"		10	日 並 克 己	"	
3	近 藤 吉 一 郎	"		11	岡 本 良 市	"	
4	末 永 弘 之	"		12	福 田 弘	欠席	
5	津 本 憲 一	"		13	井 戸 賢 一	出席	
6	西 野 修 平	"		14	鷹 取 渡	"	
7	松 本 義 隆	"		15	日 神 山 定 茂	"	
8	村 田 隆 男	"		16	三 船 勝 之	"	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
管 理 者	宮 地 昭 範	事 務 局 長	上 田 輝 昭
副管理者	山 崎 親 男	事 務 局 次 長	平 井 清 治
"	水 嶋 淳 治	事 務 局 次 長	河 島 邦 生
"	花 房 昭 夫	事 務 局 次 長	甲 田 勉
"	定 本 一 友	総 務 課 参 事	山 本 倫 史
"	大 下 順 正	施 設 課 参 事	永 禮 治

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
総務課主幹	立 石 克 之	施設課主幹	松 原 寿 治
総務課主幹	杉 山 義 和	施設課主幹	内 田 充
総務課主幹	平 井 良 幸	施設課主査	松 本 博 巳
総務課主査	間 山 秀 樹	施設課主任	松 岡 誠 志

会議場所 津山市役所 議場

平成 24 年度津山圏域資源循環施設組合 2 月定例会議事録

(開会 開会宣言 午前 11 時 15 分)

●議長（松本義隆氏）

ご着席を願います。本日、平成 25 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会が招集されましたところ、皆様方におかれましては御多用のところご参集をいただき、大変ご苦勞様です。ただ今の出席議員は 15 名であります。欠席届が福田 弘君から出ております。定足数に達しておりますので、これより平成 25 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を開催いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

●議長（松本義隆氏）

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 27 条の規定によって、6 番 西野修平議員、15 番 日神山定茂議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

●議長（松本義隆氏）

日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日としたいと思っております。これに、御異議ございませんか。

[承認 「異議なし」と呼ぶ者あり]

●議長（松本義隆氏）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 議案第 6 号～議案第 7 号

●議長（松本義隆氏）

次に、日程第 3 に入り、議案第 6 号「平成 25 年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」、議案第 7 号「平成 24 年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算第 1 次」を一括上程し、議題といたします。

この際、管理者の提案理由の説明を求めます。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（松本義隆氏）

はい。宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

おはようございます。本日、ここに平成 25 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多用中にもかかわらずご出席を

賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

議案第6号「平成25年度津山圏域資源循環施設組合会計予算」についてご説明申し上げます。予算書の1ページをご覧ください。第1条で歳入歳出予算の総額を35億3,152万円としております。歳出につきましては、施設建設費、敷地造成費及び最終処分場建設費、工事の施工監理業務などの経費を計上いたしております。一方、歳入では、その財源として、構成市町からの分担金、国庫支出金、地方債などを計上しております。

第2条では、最終処分場に係る建設費及び施工監理業務の債務負担行為2件を計上いたしております。第3条では、事業の財源として、借り入れる地方債の限度額を21億4,150万円と定めております。第4条では、一時借入金の限度額を35億円と定めております。

次に、議案第7号「平成24年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算第1次」についてご説明を申し上げます。

平成24年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算第1次は、事業内容の確定見込みなどに伴う所要の補正を行うもので、歳入歳出予算から、それぞれ7,100万円を減額し、総額を3億8,418万円とするものであります。また、併せて事業などの進捗状況によりまして、繰越明許費として8,900万円を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、後ほど、大下副管理者よりご説明させますけれども、何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（松本義隆氏）

補足説明、大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

それでは、ただいま上程をされました議案第6号及び議案第7号につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案第6号につきましてご説明いたしますので、予算書の1ページをご覧くださいと思います。平成25年度津山圏域資源循環施設組合会計予算は歳入歳出、35億3,152万円。前年度と比較しまして、30億7,634万円の増となっております。これは、施設建設の工事費、それから敷地造成の工事費、最終処分場の建設費及び関連業務の委託料の増加が主な要因でございます。

次に、予算書の4ページ、債務負担につきましてご説明申し上げます。

最終処分場の建設費は総額14億3,650万円で、平成25年度に計上いたしております2億円を除く12億3,650万円が平成26年度から平成27年度までを期間とした限度額となります。次の最終処分場の施工監理業務委託は、総額1,500万円で、平成25年度に計上しております300万円を除く1,200万円が平成26年度から平成27年度までを期間とした限度額となります。

次に、予算書の5ページの地方債についてご説明申し上げます。

一般廃棄物の処理事業費の組合債につきましては、借入限度額を21億4,150万円とす

るものでございます。

次に、歳出予算の主なものを費目別にご説明をいたします。予算書の9ページをお開きいただきたいと思っております。

10款10項10目 議会費は、163万9,000円の計上をおこなっております。

これは、組合議会及び先進地の視察研修に係る議員16名の費用弁償などを計上いたしております。次のページの15款 総務費 10項 総務管理費 10目 一般管理費では、1億5,720万円の計上をおこなっております。主な内訳は、嘱託職員2名及び臨時職員1名に係る人件費と、組合事務局に係る事務費等でございます。

なお、13節 委託料のうち、財務事務委託料150万円は津山市への事務委託料でございます。19節 負担金補助及び交付金のうち職員人件費の負担金1億3,950万円は、派遣職員の人件費を派遣市町に納付するものでございます。12ページの15款 総務費 60項 10目 監査委員費では監査委員2名の費用弁償など、52万7,000円の計上をおこなっております。

13ページの25款 衛生費 20項 清掃費 20目 施設建設費では33億368万2,000円の計上をおこなっております。8節 報償費では、整備・運営検討委員会等の委員報償費を計上いたしております。次のページの13節 委託料では、津山圏域クリーンセンター施設の建設運営事業の監理、事後評価等の業務委託4,515万円、環境影響評価に伴う環境管理の業務委託2,000万円など8業務について計上いたしております。次の15節 工事請負費では熱回収・リサイクルセンターの建設費14億4,585万円、敷地造成工事費14億8,328万5,000円など5事業を計上いたしております。15ページの65款 公債費 10項 10目 元金では、起債の償還金の元金3,604万4,000円を、次の15目 利子では、起債の償還金の利子及び一時借入金の利子2,742万8,000円を計上いたしております。80款 10項 10目 予備費では、前年度と同額の500万円の計上をおこなっております。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。7ページをお開きいただきたいと思っております。

45款 分担金及び負担金 10項 10目 分担金では3億7,925万円を計上いたしております。次に、55款 国庫支出金 20項 15目 衛生費国庫補助金では、循環型社会形成推進交付金10億1,073万5,000円を計上いたしております。80款 10項 10目 繰越金では1,000円を計上いたしております。8ページをお開きいただきたいと思っております。85款 諸収入 20項 10目 預金利子は1,000円を計上いたしております。50項 15目 雑入3万3,000円は、嘱託職員、臨時職員の雇用保険料の控除金でございます。90款 10項 組合債 25目 衛生債では、一般廃棄物処理事業債21億4,150万円を計上いたしております。

続きまして、議案第7号につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の1ページをご覧くださいと思います。

平成24年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算第1次は、歳入歳出それぞれ7,100万円を減額し、総額を3億8,418万円とするというものでございます。次に、3ページ

の繰越明許費についてご説明いたします。翌年度に繰り越して使用できる経費につきましては、津山圏域クリーンセンター建設事業について、繰越限度額を 8,900 万円といたしております。次に、4 ページの地方債についてご説明申し上げます。一般廃棄物の処理事業費の組合債につきましては、4,560 万円を減額し、借入限度額を 7,670 万円とするものでございます。

次に、歳出予算の主なものをご説明いたします。補正予算書の 7 ページをお開きいただきたいと思っております。25 款 衛生費 20 項 清掃費 20 目 施設建設費では、7,100 万円の減額補正となっております。内訳といたしましては、13 節 委託料では、事業の実施見込みによりまして 4,470 万円減額となっておりますが、主なものといたしましては、最終処分場の各種の申請手続き業務 2,456 万 2,000 円の減、施設区域内の境界の復元委託 1,055 万円の減など、10 の業務について減額をするものでございます。次に、15 節 工事請負費では、事業の実施見込みによりまして 3,300 万円の減となっておりますが、熱回収・リサイクルセンターの建設工事費につきましては 5,400 万円の減、敷地造成の工事費につきましては 2,100 万円の増額をいたしております。19 節 負担金補助及び交付金では、周辺の環境整備事業に係る負担金 670 万円を増額いたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお開きいただきたいと思っております。55 款 国庫支出金 20 項 国庫補助金 15 目 衛生費国庫補助金では、循環型社会形成推進交付金 2,702 万 5,000 円を事業の実施見込みによりまして減額いたしております。80 款 10 項 10 目 繰越金では、前年度の繰越金 162 万 5,000 円を増額いたしております。90 款 組合債 10 項 組合債 25 目 衛生債では、一般廃棄物の処理事業債 4,560 万円を減額いたしております。これは、事業の実施見込みに伴いまして、起債額を減額いたすものでございます。

以上で、議案第 6 号、議案第 7 号の補足説明とさせていただきます。

●議長（松本義隆氏）

以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第 4 議案質疑及び一般質問

●議長（松本義隆氏）

これより、日程第 4 に入り、「議案質疑及び一般質問」を行います。それでは、お手元に配付した発言通告一覧表に従い順次質問を許可いたします。4 番、末永弘之君、登壇。

△4 番（末永弘之氏）[登壇]

質問通告に基づいて一問一答方式でいくつか質問いたします。

まず、クリーンセンターの事業推進という点で、申請書類と裁判の関係で、管理者と山崎副管理者にお聞きしますが、民事訴訟の最終書面でエスティマなどの鑑定は正しいと述べておられますが、裁判所の任命した鑑定士は 7,700 万円と鑑定しました。「あまりにもひどい差額で驚いた。」と管理者は見解を述べましたが、どこがどのように正しいと判断をされましたか、お聞きします。

また、「開発に向けての熟成度が高い土地」とか「宅地見込み地として判定できる」との旨も述べていますが、当該土地は雑木の生えた山林です。宅地見込み地であるのは事実ですが、だからといって「宅地と見込んで高額価格で購入したことは正しかった。」となりますと話は別です。何で宅地並の価格で購入したことを正しいと述べましたか。

また、参加被告の準備書面 7 月 8 日付けのものですが、事務局が誤った申請書を受け付けたことについて、年末の忙しい中、高齢者の方々が足を運んでいただいたことに考慮して訂正を求めなかったとしても、「公募要項の上記必要事項を満たしていることを事務局において確認のうえ受理しているのであるから瑕疵はない。」とあります。およそ、行政事務としてありえない行為を正当化している変な主張と思いますが、この主張に対して宮地管理者はどう判断されますか教えてください。

次に、山崎副管理者にお尋ねしますが、申請書を受け付けた当時の正副管理者として、先程、申し上げた「高齢者だから云々」などの主張をされた正副管理者のありかたはどうなっていましたか教えてください。そして過去何回も聞きました。山崎さんには質問の意味が理解できていないようですから、重ねてお聞きしますが、桑山管理者になった、綾部をやめて公募で予定地を決める、そして、複数が出てくれば適地選定委員会で検討してもらうということを唐突に言い始めましたが、この時、山崎さんはブロック協議会という名称の時代、副管理者でありました。この、桑山さんのとった「綾部をやめて公募でやる、適地選定委員会で決めてもらう」というやり方に対して、どういう対応をしましたか教えてください。

続いて、大下副管理者と事務局長に議案第 6 号、平成 25 年度当初予算に関係してお尋ねします。施設建設事業費約 33 億円が予算化されています。今後、契約が必要な工事は、最終処分場、リサイクルセンターなどがありますが、この事業推進のありかたを明確にしてほしいわけですが、先日、関連する東側進入路について、1,736 万 7,000 円のクリーンセンター工事用道路整備工事を、随意契約で、大本・平井・平田共同体に渡しました。なんでそんなことになりましたかお聞きします。

次に、整備・運営検討委員会、総合評価委員会、還元施設検討委員会の組織化と視察の次に、視察費、旅費などが約 75 万円修正してそうなっている予算と聞いておりますが、整備・運営検討委員会は平成 20 年 9 月 29 日に作られています。この組織は、できた時から何のために作ったものか、どんな役割があるのかと疑問を投げかけてきました。そもそもこのところで、この組織が今の時点で本当に必要な組織なのかどうか、そのありかたを含めて教えてください。新年度も視察しますか。そして、今の年度も視察しますか。そして、来年度もどう考えていますか。何を視察先では学んできたか教えてください。

次に、日立造船などの共同企業体の契約の関係ですが、熱回収施設の優れた点として、30 年間の使用に耐えられるかということがあげられ、地元及び周辺地域では「20 年の土地利用ではないのか」と声が上がっていますが、どうなっていますか教えてください。

これで、登壇での質問は終わります。

●議長（松本義隆氏）

はい。宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

末永議員の質問にお答えをいたします。まず、3点あるわけでございますけれども、まず、第1点でございます。エスティマなどの鑑定は正しいと述べているが、どこがどのように正しいと判断したのかとのお尋ねでございます。今回の、裁判所が命令いたしました鑑定士によります7,700万円という鑑定結果は、公共事業に供する用地であることを勘案をいたしますと、いささか低い価格だとも思います。購入価格につきましては、鑑定額を基に購入がなされたものでございまして、そのことを述べた旨を是非、ご理解いただきたいと思います。いずれにいたしましても、選挙の結果、私が平成22年から本訴訟を引き継ぐことになったものでございますけれども、私といたしましては、検証の中でも申し上げておりますとおり、裁判所の判断に委ねざるを得ないと、このように考えておるところでございます。

次に、2点目でございます。何でこの宅地並の価格で購入したことを正しいと述べたのかとのお尋ねでございます。新クリーンセンター建設用地は、一団の直ちに開発が可能な土地でございまして、取得にあたりましては宅地見込み地として評価を行ったものでございます。取得価格につきましては、平成21年度に5市町の副市長、副町長などで構成をいたしております組合用地補償評価調整委員会におきまして決定をいたしました交渉上限価格のうちで購入をいたしましたものでございます。

次に、訂正を求めなかったとしても公募要件の上記必要要件を満たしていることを、事務局において確認のうえ受領しているのであるから瑕疵はないという主張をどう判断するのかとのお尋ねでございます。津山市長として行いました検証の中で、公募申請書に関しまして、領家地区の申請書につきまして、申請者の記載事項が所定様式の記載欄と一致していなかったにも関わらず、口頭確認にとどめ書類補正や再提出を求めなかったため、その後の混乱につながったことは事実として認識をいたしております。しかし、「年末忙しい中、中高齢の方々が足を運んでいただいたことに考慮し」等につきましては、参加被告の昨年7月8日付けの準備書面で初めて知りまして、大変驚いたところでございます。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

私への質問であります。高齢者だから云々などの主張をされました正副管理者のありかたはどうなっているのかとのお尋ねでありますけれども、高齢者だから云々などの主張につきましては、当時の津山ブロックごみ処理広域化対策協議会会議におきましても、私は聞いておりません。本年2月の管理者会会議で本年度の訴訟経過の中での報告はありましたけれども、先程も言いましたように聞いておらないということでもあります。今

回の質問で初めて知ったような状況でありまして、管理者の答弁と同じということになりますけれども、大変驚いておるといふことでもあります。

●議長（松本義隆氏）

副管理者、答弁もれがあると思うんですが。はい。山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

すいません。もう一題ありまして、落としておりました。申し訳ございません。

前管理者のとりました、綾部をやめて公募でやると、適地選定委員会で決めてもらうというやり方に対して、どのような対応をしたのかというお尋ねであります。

綾部をやめまして、公募で予定地を決め、複数になれば適地選定委員会で決定するというのを決定をいたしました平成18年7月6日開催の津山ブロックごみ処理広域対策協議会、平成18年度第2回の総会は、他の公務で欠席をいたしましたため、後日報告を受け、協議会の方針に従うということにしたものであります。なお、付け加えますけれども、綾部を含めて公募で予定地を決めるというふうなことだったと、このように思っております。

●議長（松本義隆氏）

はい。大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

整備・運営検討委員会が、あり方を含めて、今の時点で本当に必要な組織であったのかとか、あるいは、新年度も視察を行うのか、今年度も視察を行っているが実際、何を学んできたのかと、こういったお尋ねでございます。

津山圏域クリーンセンター整備・運営検討委員会は、住民代表、構成市町からの行政委員と、それから学識者により構成しておりまして、それぞれの立場から、施設の整備並びに運営について調査・検討を行いまして、環境に配慮した円滑な事業の推進を図る、こういった事を目的に設置した委員会でございます。DBOの事業者や造成工事業者が決まりまして、一定の目的は達成されておりますので、今後、この整備・運営検討委員会のあり方につきましては、今後、検討していく必要があると、このように考えております。それから、今年度の視察研修は、工事実施にあたっての問題点とその対応、また、地元住民との関わり、周辺環境への配慮等について、可能な範囲で工事状況の視察を行ったものでございます。

なお、新年度でございます25年度の整備・運営検討委員会の視察につきましては、予定をいたしておりません。以上であります。

●議長（松本義隆氏）

はい。上田局長。

△事務局（上田事務局長）

それでは、私からは2点、お答えをいたします。

クリーンセンター工食用道路整備工事を、随意契約で大本・平井・平田共同企業体に

渡したのかとのお尋ねでございます。

新クリーンセンターへの車両進入路につきましては、以前から地元町内会より、住民車両の安全確保を強く望まれておりました。今回、敷地造成工事の着手にあたりまして、今後の本体工事など、長期間におよぶ工事の際し、工事用道路が造成着手時に条件である旨、重ねて安全対策に強い要望を受けております。このため、工事専用道路の早急な確保がやむを得ないと判断をいたしました。そのための業者選定期間、工事の際し、再度の地元説明期間、市道の振替など、今後の造成工事業者との工事調整を考慮いたしますと、敷地造成工事への影響が非常に大きいと考え、ご指摘の建設共同企業体との契約となったものでございます。次に、熱回収施設の優れた点と、30年間の使用に耐えられると言う事があげられ、地元及び周辺地域では「20年の土地利用ではないか」と声が上がっているが、どうなっているのかとのお尋ねでございます。今日、廃棄物処理施設は、適切な管理、修繕、改修等を行うことによりまして、30年以上使用される事が一般的となっております。また、廃棄物処理施設建設には多額の費用が必要であることから、安全に長く使用することが求められております。

津山圏域クリーンセンター整備・運営事業も、30年以上の使用を前提といたしました提案を求めておりました。施設の長寿命化計画を作成し、適切な廃棄物処理施設の機能保全を行いながら長く使用してまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

はい。4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

それぞれ答弁をいただきました。まず、宮地管理者にお尋ねしますが、購入時期の鑑定の結果の課題です。その鑑定に基づいて購入したことを宮地さんは批判して当選した。宮地さんらしからぬと今回も指摘しておきます。元の地権者が開発を意図して買い集めた土地ですけれども、周辺はご承知のように流通センターなど開発をされてきましたが、問題の土地は何の開発もできなかった。始末に困っていた土地です。すなわち、開発ができにくい、売ることも思い通りにはいかない、客観的には開発不可能土地と思われませんか。

●議長（松本義隆氏）

はい。宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

元地権者におきましては、開発を目的として当該土地を購入をいたしておりまして、開発許可を得ておりましたけれども、経済状況等の中で開発を中止したと、このようにお聞きをいたしておるところでございます。元地権者が一度は開発許可を得た土地でございます。開発不可能地とは言い難いのではないかと、このように考えておるところでございます。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

裁判の準備書面ですけれども、被告自らが「本件土地は個人・法人が開発のため取得するということは考えられない土地である」こう主張しておりますが、被告、現在の宮地さんが被告なんですね。そう述べていることになるんです。どうも、今の答弁と違うんじゃないですか、矛盾していませんか。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

この主張につきましては、公共用地の取得価格については、当該用地の民間開発の可能性の有無だけが関係をしているのではございませんで、今回の新クリーンセンター建設用地の取得価格が、裁判所が命令をいたしました鑑定人が参考にした比較的小規模の民間の取引事例の水準の価格よりも高いといたしましても、それだけをもってですね、適正価格を超えているともいえないという意で私は述べたものでございます。

●議長（松本義隆氏）

はい。4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

ちょっと失礼なことになるんですけれども、それほどまでに小理屈を並べて、何であなが前任者をかばうんですか。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

市長選挙におきまして、購入価格が高いと申し上げた事は事実でございますけれども、不動産鑑定価格については、様々な考え方がございます。繰り返しになりますけれども、選挙の結果、私が平成22年から本訴訟を引き継ぐ事となったものでございまして、今後、原告と被告が、それぞれの立場で今日まで続けてきた主張をもとに裁判所の判決が出されるという事でございます。私といたしましては、検証の中でも申し上げておりますとおり、裁判所の判断に委ねざるを得ないと、このように考えておるところでございます。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

裁判所が命じた鑑定士を、準備書面では批判的に受けとめると、こういう感じのことがあるんです。その理由は一体、どこにあるんですか。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

決して、批判的に受けとめるというわけではございませんで、原告と被告が、それぞれの立場で今日まで続けてきた主張をもとに出される裁判所の判決に判断を委ねるしかない、このように考えております。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

ちょっと角度が変わった質問をしますけれども、宅地見込み地であるから高額での購入がよい、こうなってきますと宅地造成費用など地権者側に持ってもらうべきです。

いやいや、そう言いんさんな、見込みだけですから造成費用は買った組合が出すんですが。ただ単に、購入する場合の、いわば価格決定に宅地見込み地として高う買うちやる必然性がある、こういう論理はおかしいと言わなきゃいけませんけどどう思いますか。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

元地権者につきましては、当該土地につきまして開発許可を得ておりましたし、また、新クリーンセンター建設用地に供するにあたりましては、先程も申し上げましたように一団の直ちに開発が可能な土地であるということでございまして、取得にあたりましては宅地見込み地として評価を行ったものと、このように答えざるを得ません。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

どうもピンとこんのですね。今、管理者が答えたのは、古い旧E N Aの時代の話なんですね。それを飛び越えて、新しくあなた方が買われたんじゃ。ということでお尋ねしますが、今の答弁でいったら、宅地化への手続きはすでに地権者がしたと、こう聞こえるんですよ。今度しましたか、全部手続き相手がしたんですか。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

元地権者は、開発を目的として当該土地を購入しておりまして、開発に必要な開発許可、あるいは林地開発許可、農地転用許可などの手続きを行っておるところでございます。以上です。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

元地権者やった開発行為が生きておるという意味ですか。新しく資源循環施設組合が開発許可などした部分があるんじゃないですか。教えてください。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

クリーンセンター建設事業につきましては、元地権者の行なおうとした開発と内容が異なるために、新たな施設の建設に必要な手続きにつきましては組合が行っておるところでございます。以上です。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

どうもね、古いやつと新しいやつが合体しとるからね。聞きよう人は聞きにくいと思うんですけど、少なくとも宅地なみで買いながらクリーンセンターがいろんなことをやったという事実はあるわけです。開発許可も取って、宅地なみとして購入したんですから、改めて聞きます。造成費用は元地権者が行う、出すと。こうなるべきじゃありませんか、そう理解しますがどうですか。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

宅地以外の土地を宅地見込み地として鑑定を行う際は、宅地とみなした価格から当該土地を宅地に造成する費用を控除した価格として算定をいたします。したがって、造成費用につきましては組合が負担をすることになると、このように思っておるところでございます。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

宅地なみなら、その必要がないんじゃないかと聞いておるんです。試しに答弁とおりにいくと、造成工事が17億でしょう。そして、買った土地代が4億なんぼでしょう。20数億の土地ということになってしまうんですよ。そこはおかしい、無茶なことだと言わなきゃいけません。宅地とみなして購入するが、本当に宅地にするのは買った組合が行うというのは間違っておると言わなきゃいけません。山林で買うべきではなかったんですか、教えてください。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

元地権者も開発許可を得ていた一団の、先程から再々言いますけれども、直ちに開発が可能な土地でございまして、クリーンセンター建設用地に供する宅地の見込み地として不動産鑑定も間違いとは言い切れない状況にあるのではないかと、このように考えております。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

どうもおかしいと言わなきゃいけないですね。再度同じ事を言うようになるんですが、宮地さん失礼ですが、前任者が購入した価格は高すぎる言うてあんたは市長に当選して、今、管理者のそこへ座っとんですよ。市長になったら選挙で訴えたそういった事を投げ捨てる気持ちなんですか。どうもピンとこんのですよ。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

今の指摘につきましては、なかなか私も非常にこう複雑な部分がございます。繰り返しになりますけれども、個人的には高いと、このように考えておりましたが、不動産鑑定価格につきましては、様々な考え方があるということでございまして、先程からもふれておりますように、最後は、裁判所の判断に委ねる以外ないと、このように言わざるを得ません。以上です。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

最終判断でないとしても、裁判所が任命した鑑定士は7,700万と言ったんですという事だけ言うておきます。裁判所の判断に委ねるのなら、一つの判断なんじゃから、これは。判決でないにしてみても。そして、宅地並みとして購入する事が私は間違っていると思うんですが、どうも、管理者は間違えたとは言い切れんと、どうなっとるんですか。もういっぺんそのところわかるように答えてください。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

当該土地につきましては、組合がクリーンセンター施設を建設する事を目的に取得するものでございまして、宅地化が現実的な土地であることから、宅地見込み地として購入することは間違いではないと、このように考えるわけでございますけれども、是非、

ご理解をいただきたいと、このように思います。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

是非、理解できんのです。やっぱり山林は山林として買うべきだということを言っておきます。宮地さんね、政治的な事で同じことばかり繰り返すようになるんですが、前任者のやった行為、土地買収の価格や手法、これを批判して、あんたは当選したんです。

しかも、当選したかなりの部分はこれが占めとったんですよ。乳幼児医療費の事も課題にはなりましたが、これで圧倒的に勝つような事じゃなかった。この桑山政治のあり方、これに批判が集中したと言わなきゃいけないのです。なんでそう、ここまできても前任者をかばうんですか。どんな理由があるんですか、教えてください。

●議長（松本義隆氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

決して、かばう理由は全くございません。個人的には、先程から申しておりますように、高いと考えておられますも、不動産鑑定価格については、結果として様々な考え方があるということがございますので、最後は、先程から再々申しておりますように、裁判所の判断に委ねざるを得ないと、このように考えておるところでございます。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

どうもね、おかしいと言っておきます。裁判所の判断という意味では、確かに最終判断。これ、お互いがそれに従わざるを得ん。このことはわかりますけれども、どうもおかしいという事を指摘しておきます。

さて、次に、山崎副管理者にお尋ねいたします。

答弁をいただきました。桑山前管理者が、綾部を撤退して公募をする時の態度などですけれども、どんな論議・やりとりがあったか、会議そのものを欠席したのは答弁にありました。しかし、その後、報告を聞いたということがあったわけで、そこらあたりどんな論議をしてきたのか、ちょっと教えてください。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

今の質問にお答えします。綾部を含めて公募で予定地を決め、複数になれば適地選定委員会で決定するという事に決定した平成18年7月6日開催の津山ブロックごみ処理広域化対策協議会、そしてまた、平成18年度第2回の総会は、他の公務で欠席いたしましたために、後日、報告を受けております。それを了解したというふうなことで、議論は行

っていないというのが事実であります。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

それでは、綾部をやめるにあたって、管理者会議などでは、あなたが欠席したからでしょうけども、細かい相談もなかったと。しかし、後日、報告を受けて了解したと、こういう答弁ですが、何で了解したんですか、何も思わずに了解したんですか。どう思って了解したんですか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

先程も申し上げましたように、綾部を含めるという事で問題ないと考えておりました。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

それでは、公募でやるという事を決めた桑山さんの主張をどう思われましたか。公募自体だけを教えてください。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

この件に関しましては、広く圏域の住民の皆さんに、その公募の機会を与えられるというふうなところでは、それは一方では良い方法であると、このように認識をしました。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

公募の条件である周辺地域が共同申請ということを、どう思われましたか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

周辺地域というふうな事は、私は「良」とこのように考えております。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

どういうふうにとるか、ただ良いと、それだけですか。実際に実践の中では、どう扱うべきかという事などは考えなかったのですか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

周辺町内会ということであれば、ある程度の認識も住民の方もなされるというふうな事で、私は公募条件というふうな事につきましては「良」といたしました。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

以前にも指摘したんですけれども、山崎町長さんという立場だろうと思うんですけれども、久田が申請したので非常に気にしておったと、こう言われておりました。久田の申請書、ここにコピーがあるんですけれども、これを見てどう思われますか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

久田の申請書、一番最初にはなかなか私共も見ることがなかったわけでありましてけれども、後から見せていただきました。そういうふうなところで、我、僕の住む所は中谷というふうな事でありましてけれども、周辺町内会と位置をしておる所だと、このように僕は思っておりますけれども、中谷は入ってなかったと、このように記憶しております。そういう事です。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

ちょっと、あやわかりがせんのですが、じゃあ久田地域の申請書も間違いがあったと、あなたは答えたんですか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

いや、そうは申しておりません。中谷は入っていなかったと、このように思っておりますし、そしてまた、先程も申されるように久田地域の代表者が記載されております周辺町内会代表につきましても、事務局と協議のうえ、隣接した町内会のうち、ごみ収集車が生活道を集中して進行するという可能性がある二つの町内会を周辺町内会の代表といたしまして記載されておりました。公募の要項に沿った申請になっていたと、このように思っております。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

どうもすっきりせんのですよね。中谷がなかったのがどういう関係なんですか。領家の申請書と久田の申請書と比べてみて、中谷がないのがどこがどうおかしいのか。何が言いたいのかちょっとわかりにくいんですよ。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

中谷というのは周辺町内会でありましたけれども、先程、加えましたように、ごみ収集車が生活道路を集中して走るというふうな所になっておらないと、というところで公募の要項に沿った申請書になっていたと、このように思っております。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

答えがちょっと落ちとるんですけども、領家と、その久田地域の申請書と、どこが違うとるとあなたは認識していますか。まったく同じくらいじゃと思うとりますか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

同じであると思います。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

久田地域の直接当該予定地域が申請者になっとなんてしょ、久田は、領家は誰がなっとなんてですか、領家がならにやいけんのですよ。久米の連合町内会がなっとなんて、申請者は、どこが同じなんですか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

最初の時の話になるわけでありましてけれども、申請書の事につきましては、事務局の方で判断をされ受理されておるといふふうな事で、私共の考えが入っておらないといふふうなところでもありますけれども、それが正式に事務局の訂正する、あるいは指示をする内容に書き変えておられたならば、久田と同じであると、このように思っております。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

形式論を言っとなんてであって、事務局の判断とか、その後の説明を聞いとらんのです。

申請書そのものがあなた同じじゃ言うからおかしいと言よんです。ごみ処理施設を作りたいという地域・町内、そこが直接申請者になるべき。これが公募の条件なんです。これは久田はそうなると。ところが領家はそうになってない。それを、あんたが一緒じゃ言うからおかしい言よんです。もういっぺん答えてください。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

書面の中は違っていたと、このように思います。

△4番（末永弘之氏）

何、聞こえん、わかりにくい。書面は。

△副管理者（山崎親男氏）

申請書類は、それぞれ違うところがあったと、このように思います。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

答弁になってないですよ。違うところがあった言うたら、何か私が指摘した事を肯定したようにも聞こえるんですけど、あんたが言うのは、町内の名前が違うんじゃけん違うとるがないくらいに聞こえるんですよ。そんな違いを聞いとらんじゃ、もっと根本の書類の書き方、公募様式に伴った書類かどうか、こういう点で久田と領家はどこが違うか言うとんです。あんたが言う、久田のあたいる津山の領家の事は、領家は周辺町内にハンコを押しとんですよ。違うんじゃないんですか。名前が末永と山崎と違うとるようなもんじゃないんです。全然話になりませんが、もういっぺん答えてください。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

末永議員のおっしゃるとおりでありまして、当然、記述の内容は違っていたと、このように思います。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

もう、埒があかんでね、おかしいという事だけ言っておきますが、次に移ります。

宮地管理者とも一問一答でやりました。桑山管理者が、あなたもですよ、含めて、本件土地は個人・法人が開発のため取得するという事は考えられない土地であると、こう裁判所に主張しておるんです。こういったことの会議がありましたかどうか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

ございませんでした。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

ないとすれば、桑山さんが勝手に書いた事になるんですよ。この準備書面で被告の主張というのを、あなたはどう理解されますか。被告というのは、確かに桑山さんの名前が出とりますけど、当時のブロック協議会全体を指すんですよ。どう思われますか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

協議はありませんでした。しかし、事業そのものはいい事業だと、このように思っております。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

これも質問とは全然違うんです。事業がええか悪いか聞いとらんのですよ。ねえ。要するに、市民が裁判を起こして「高すぎる」と言うたんじゃ。その、あんた方の答弁書に、確かにあの土地は、繰り返したら長くなりますけれども、法人も個人も開発するのに取得する事は考えられない土地だと書いたんだと言うたんじゃ。それを協議したんか言えば、してない。どないに思われりやいうことを聞きよんですがな。ええ事とか悪いとかいうのは、施設がええか悪いか聞きようらん、この書類がどうかという事を聞いておるんです。どうも、仔細を論議した様子がないんですね。本来、副管理者ですから知っておかなくてはいけない事だと思うんです。あなたは特に古くから、当初からの副管理者なんです。新しい宮地管理者に前任者との継続性という責任はありますけれども、あなたは継続性じゃないんじゃ、そのものずばりなんですよ。具体的なそういった協議、どうなっておるか、この準備書面を知らんでは済まされんと思うんですが、どう思いますか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

準備書面、書類は、私は存じておりません。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

山崎副管理者が準備書面の理解がないと、知らないと、今は裁判上になっとるから多

少知つとるという程度です。知ってる事は、失礼ですが申請書類の時に言いましたけれども、間違った理解を多少しておられますね。中谷と領家との違いなども含めて。

公募条件で何を書いていたか、失礼ですが十分頭に入っていないんじゃないかな。

そして、開発に向けた宅地になる土地だから、宅地並み価格で購入するという事を当時のブロック協議会で決めてるんですね。何でそんな事になったんですか。山林じゃないんですか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

宅地ではなくて、宅地見込みというふうなところでは、現状は見てみても山林だという事には間違いないと思いますけれども、開発見込み地というふうなところで取得をしていた土地だという事は、それも間違いない事実であります。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

そこが間違っておらんかと言っとんですよ。当時、ブロック協議会の正副管理者会議で何を決めたんですか。どうやって決めたんですか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

正副管理者会では、その具体的な今、言われたような内容の話は聞いておりません。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

あのねえ、山崎副管理者、ますますおかしくなるんですよ。ブロック協議会の正副管理者会議で価格何とか選定委員会を作って購入しとんですよ。あんたが覚えてなかったら、知らなんだら困るんじゃないかな。嘘ばあ言うてきたい事なんで。桑山さんも含めて嘘ばあ言うてきた事になるんですよ。あなたは副管理者だったんだから。正副管理者会議で最終決定しとんじやから。最終決定した時に、私もその傍聴に行ったんじやから。あんたおられたよ。何もない事はない、何を論議したんですか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

選定委員会の報告は受けました。そしてまた、それを可としたという事は間違いない事です。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

これも質問の意味とちょっと違ってらるんではないですか。調査委員会で価格を決めたんじゃない、あんたらが、あんた自身が入るとる委員会なんですよ、これは。適地選定委員会は、どこの土地を選ぶのかという事を決めたんですよ、価格まで決めとらんじゃ。価格を決めたのは、何べんも出とるように、鑑定士などを含めてやってきとんじゃ。最終的にあなたが決めたんなんですよ、どう思うんですか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

それぞれ2社の鑑定結果というものをいただいたわけでありまして。組合の用地補償価格の調整委員会というもので交渉上限価格を決定しておりまして、その価格のうちで購入する事を決定をいたしました。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

2つの鑑定結果が、結果として宅地見込みで買うたと、そこがおかしいと私は言っておるんです。何で宅地見込みで山林を買うたんかと。ここところがね、どうも疑問が解けんのです。宅地並みで買うという事を誰が決めたんですか、最終的に。あなた方がさっきも言うたように決めたんでしょう。だとすれば、きっちりと答弁してくれにやいけませんかな。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

先程、答弁をいたしましたように、その価格で購入する事は管理者会で決定をいたしました。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

ですからね、その理由が知りたいって、どうもね、行き違いばかりになってね、不細工な論議になりますから、ちょっと他の事を聞きますけれども。ブロック協議会は当時、どんな意識を持って領家に決めてしまったのか。領家に決める時に何が必要と認識をしましたか。思い出して教えてください。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

適地選定委員会で適正に決定された事を十分に踏まえまして、津山ブロックごみ処理広域化対策協議会におきまして決定をしなければならぬと考えておきまして、一方では鏡野町町民への説明、現段階では不十分であり、十分な説明を行いまして、理解を得る必要があると、その当時は考えておりました。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

適地選定委員会は、2つ選んだんですよ、1位と2位を。覚えとると思う。そのうち、あんた方は1位を決めた。これは、ある意味では仕方がなかったかもしれんのかな。これが、領家と勝央町との分かれ道になってきた。それ、あんた方が決めた。その会議に私は傍聴に行っとったんじや。どうも言よう事がピンとこん事ばかり言われる。今、鏡野町の話が出ました。鏡野町民への理解ではなくて、失礼な事を言います。あなたがあまり理解してない。ここに今日の混乱の原因がある。このように思いますが、あなたは どう思いますか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

十分理解しておったつもりであります。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

あのね、十分理解したつもり言うたから、つもりだったと言えればそれまでですが、だとすれば、久米連合町内会の方が申請書が受け付けて終わって5ヶ月経って、あなたに「鏡野町の印鑑がどうしてもいる言ようるけん、どないしたらええか。」言うたら、その時に区長幹事をあんたが紹介したんじや。そこが諸悪の根源じやと言よんじや。

公募様式をきっちり覚えとったら、1つは、「もう時期が遅いですよと、今さら何をあんたら言よんなら。」と、これを絶対言わにやいけなんだ、あんた。副管理者なんじやから。それと、「公募条件に書いとる隣接いうのは、下原上・下じやと思う。」と、「そこへ行ってください。」と言わにやいけなんだんじや。その2つをやっとったらね、今日の鏡野町の混乱や、私が大きな声を何べんもこの本会議でする必要ない事なんじや。どう思いますか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

相談に来られた方には、当然、期限もきておるといふうな事から、駄目ではないか

というふうな事はお話をしたつもりであります。そして、また、地域の方に説明・理解がもらえたらというふうな内容もありましたので、当然、その旨、議員が言われたように区長会を私は申し上げたというふうな事であります。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

もう、あの、期限が過ぎとるでという事を言うつもりじゃ言ようになりますから、つもりかつもりでないか後日、調べてみます。本当に初めて聞きました、その話は。

それから、区長幹事を紹介した事と、すなわちここに、やっぱり説明する側、あなたの側が理解してなかったと、失礼ですが言わなきゃいけません。理解していないあなたが鏡野町の町民を口説こうというたって、無理がそこに出てくるんじゃないんですか。どう思いますか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

先程も申し上げましたように、私は理解しておったというふうな事でありまして、説明をする中では、やはり、そのような立場で皆さん方に出向きまして、説明をしたというふうな事でありまして。紹介する中では、やはり、私はその当時は理解しておったと、このように認識をしております。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

繰り返しになりますから、もうこれで、このやりとりは今日のところは終わりますけれども、率直に言って宮地管理者も聞いてもらいたいんですね。宮地管理者は、選挙で徹底的に批判して選挙戦を勝利させた主な要因である前任者の領家の土地購入問題など、裁判も含めて、どっかにちょっと置き忘れたような事をやられようる気がするんです。

それから、山崎副管理者は率直に言って、ずっと副管理者の役を持っておりながら、理解をしたようなポーズはあるんですけど、どうも肝心なところで間違った認識をしておる。その認識で鏡野町の町民に指導しとる。ここに、諸悪の根源がある。そういう指摘だけ今日はしておきます。時間の関係があつて次に移らせてもらいます。契約監理の問題等ですけども、大下副管理者へお尋ねします。

整備・運営検討委員会は、元々、建設検討委員会という名称だったんです。その組織に建設関係者が委員の中におる事はおかしいという議会からの指摘があつて、その人を残さなくてはいけないからか、どうかわかりません。組織の方の名前を変えたんですよね。その人を変えたんじゃない。こういった曰く因縁つきの委員会なんです。

そして、その時は副会長という資格で委員におつたんですが、今度は、その方が会長

になった。会長の職になったまま今日、座っとなです。まるで、その人に研究してもらいたい委員会かと、私は思えるんですよ。その人に合わせて全部変えていきよんじやから、ぐるっと。そんな委員会のあり方を見直すべき。まあ、やめてもええんじゃないかと思よんじや。指摘だけしておきます、さっき答弁がありましたから。そして、視察の内容に関係して、公害防止協定のありかたも学んでいると思いますが、どういう結果か教えてください。

●議長（松本義隆氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

公害防止協定についてでございますが、視察先におきましては、周辺の6つの自治会を対象エリアとしまして、安全性の確保でありますとか、あるいは情報公開等について協定を締結しておられました。また、一部隣接する一部地域につきましても、説明会での経緯を含め協定を結んでおられました事を報告させていただきます。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

今、答弁にあったような事を、視察の参加者全員含めて、どういう効果を生み出そうとしておりますか、お尋ねします。

●議長（松本義隆氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

環境保全協定につきましては、別途地域からの意見を求めるようにいたしております。地域住民の代表の方、あるいは整備・運営検討委員会とは違いますが環境保全協定の協議の場で、この事は活かしてまいりたいと、このように考えております。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

直接、地域住民と、視察に参加した委員は別というような感じの答弁でもあります。委員の人たちは、今回の視察で何を学びましたか。直接関係しとる地域との公害防止協定という事を学んだはずなんです。これは単に聞いただけで終わったんですか。特に津山圏域とは関係が無いと、こういう考え方でやっとりますか。教えてください。

●議長（松本義隆氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

現段階では、公害防止協定の質問回答を受けての論議、こういったものは行っておりませんが、公害防止協定の締結後の地元の窓口などの組織体制、あるいは開催頻度など

運用上の手法、こういったものにつきまして勉強してまいりたいと、このように考えております。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

視察の目的とも絡むんですけれども、視察された人々が、せめて自分の地域との整合性、視察の中身など考えるべきではありませんか。どうなっておりますか。

●議長（松本義隆氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

それぞれの地域で協定の内容など違いがございますが、視察した事例をはじめ、他都市の事例を研究をしまして、住民の皆さんの生活環境が保全できるように、周辺地域の代表の方々と協議を十分に行ってまいりたいと、このように考えております。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

これから関係者と協議していくという答弁です。では、事務局長に事業推進のあり方、周辺地域との関係などをお尋ねしますが、かねてから問題になっております公害防止協定はどの程度、関係者と話が進んでおりますか、教えてください。

●議長（松本義隆氏）

上田局長。

△事務局（上田事務局長）

環境保全協定は、住民の皆様のクリーンセンターに対する信頼を得るために、施設操業中に環境負荷状況、周辺環境状況並びに稼働状況を明らかにすることにより、住民の皆様によりよい生活環境を保全することを目的として、周辺町内会等と締結をする予定といたしております。1月8日に、周辺地域の代表者に第1回の協議を行いまして、公害防止協定は住民の皆様方の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図るものであり、締結相手によって内容が異なるものではない旨をお知らせしました。特段に決められたものではない旨も説明をいたしまして、今後、事務局で、先進事例を参考に原案を作成し、調整をしていく事といたしております。以上でございます。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

山崎副管理者にお尋ねしますが、公害防止協定について、今度の視察で鏡野町の区長幹事も鏡野町の副町長も職員も参加しております。派遣職員ですけどね。建設地と直接結びついた地域と結んどんです、やっぱり。直接ひついた地域の町内と。どう思われ

ますか。

●議長（松本義隆氏）

山崎副管理者。

△副管理者（山崎親男氏）

視察に参加をされました委員からは、内容を聞いておらないわけでありまして、分かりませんが、内容を充分聞いて参考にさせていただこうと、このように思っております。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

まあね、是非ね、公害防止協定を何べんも過去から言っております。申請書は領家は間違えとったんじゃないから、せめて申請書に本来押すべき町内の4つの町内の印鑑をもらえた公害防止協定ぐらいは、それで全面的に解決じゃないんですよ。すべきだと両方に申し上げておきます。

さて、次に、進入道路の随意契約の答弁を聞きました。答弁どおりとして、何も大本グループに随意契約はないと思うんです。随意契約ではなくて、答弁どおりなら、元々の造成工事の内容に入れてしもうときゃ問題じゃなかったんですよ。随契を大本さんと結んだ。元々別立て、ここらあたりがわからないので再度、明らかにして下さい。

●議長（松本義隆氏）

平井次長。

△事務局（平井事務局次長）

工事用道路は、造成工事を発注する昨年の作業段階では、詳細な設計、地権者の同意など地元調整が整ってなく、造成工事の内容に入れる事ができませんでした。しかし、その後、調整を進める中で整理ができ、繰り返しになりますが、今後の工事の安全のため、地元住民の方々の生活道路への影響を軽減するためにも、早急な対策として、随意契約を行ったものでございます。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

そういう形でね、一度請負った業者を次から次に、なし崩し的に工事額・請負額をあげるといふ随意契約は認めがたい。これだけ言うておきます。時間がありませんから、次に飛んでいきますけれども。

さて、施設のこれからのあり方と関係して、管理棟、リサイクル施設などのあり方ですけれども、DBO方式の総合評価方式において加算審査項目の中に、リサイクルプラザに関する項目があって2点の配分、リサイクルセンターは、熱回収施設とは本来は別で、これから建てるとう聞いておりますが、どうなっておりますか。

●議長（松本義隆氏）

河島次長。

△事務局（河島事務局次長）

可燃ごみの焼却処理を行います熱回収施設と資源のリサイクルを行いますリサイクルセンターは、建設費を抑制するために一体の建物としております。先程ありましたリサイクルプラザに関する項目でございますが、組合事務所の機能とリサイクルプラザ機能をもった管理棟の建設を別途予定しております。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

なんで、熱回収施設の加対象になったんですか。

●議長（松本義隆氏）

河島次長。

△事務局（河島事務局次長）

リサイクルプラザの機能につきましては、プラント企業が多くノウハウを持っております。また、管理棟は、熱回収、リサイクルセンターとの一体的な景観、調和が必要なため、管理棟の設計までを業務範囲としたものでございます。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

では、何べんも言ようになります。日立・国土開発・松田平田設計へ随契でやっぱりやろうととんですか。そこが設計も何もかもしてしまうとんどしょ、すでに。それだけ、格好気に工事は別じゃいう事になるんですか。

●議長（松本義隆氏）

河島次長。

△事務局（河島事務局次長）

現在、今、基本設計段階でございまして、これから設計に入っていくという段階でございます。管理棟につきましては、管理棟の建設工事につきましては、別途組合発注といたしまして入札を予定しておりまして、随意契約は予定しておりません。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

言葉のうえで随意契約するとは言いませんわ。別途工事、別途入札するんでしょう。それは確信しますけれども、いずれにしても、そこをすでに日立・国土開発・松田平田設計が基本を作ってしまおうとんですよ。芋づる式にそこに仕事っていくシステムを作っとんじゃないんですか。随契とは言いませんが。

●議長（松本義隆氏）

河島次長。

△事務局（河島事務局次長）

設計を担当いたします松田平田設計につきましては、当然でございますが守秘義務がございます。十分な配慮を行うことが求められるものと考えております。入札につきましては、指名委員会の中で検討を行ってまいりたいと思っております。以上です。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

どうもね、これも、おかしいと言わにゃいけないのですよ。最初の熱回収施設の契約の時に、すでに管理棟もリサイクルも設計についての考え方や方針を聞くと。まあ、公募様式がありますけれども。熱回収施設とリサイクル施設とわざわざ1と2に分けて、いろいろ点数も出すようになってん。だったら、熱回収施設に中に入れてしもうて、170億か200億超えようとも、これはやむを得んじゃないんですか。それを、あたかも立派な事をしとるように、別々ですと言いながら、元根本の設計図は熱回収施設の業者にさせてしもうとる。なんぼ守秘義務があるいうたって、芋づる式にそれに関係するところに落ちやすくなる。世の中の常識でしょうがな。

●議長（松本義隆氏）

河島次長。

△事務局（河島事務局次長）

この件につきましては、できる限り地元貢献ができるよう別の建築工事として発注するものでございます。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

すでに管理棟もリサイクルも設計について、考え方を別のところに言うとして、なんぼ守秘義務があるいうたって、そう簡単にはいかんだろうというふうに言わなきゃいきません。別に入札をすると言っても、実際的には日立グループが安易に落札できると言っとんのですよ。じゃあ、地元業者優先と言いますけれども、日立グループの下請けが地元貢献でだいぶ決まると思うんですよ。この下請業者を全部外せれますか。そのくらいの事をするんなら、あんたが言ようる答弁を可としますが、いやいや、心配せえでも全部何もかも一緒にするんじゃという事になると、日立と結びついたところが取るようになる。それを、芋づる式と言うんです。どうですか。

●議長（松本義隆氏）

河島次長。

△事務局（河島事務局次長）

入札につきましては、指名委員会の中で競争性を損なわないよう検討させていただきますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

ちょっと飛んでね、本当言うたらゆっくり聞きたいんですけど、またの機会にするとして別の事を聞きます。日立が落としたDBO方式の加点対象、さっき言ひましたが、この事が加点対象として2点入っとなです。入札以外の審査項目加点でいうと、審査項目1の本事業の実施に関する事項の実施設計で日立が2.45点、タクマが1.73点、この差が0.72点です。リサイクルプラザ機能を含む管理棟の提案に対する点数は日立が3.31点、タクマが2.64点、0.67点の差です。この2つで、0.77点の差で日立がリードしとなです。ところが、総論では、0.06点しか違わなんだ。この2つがなかったら逆転しとなですよ。わざわざ関係のない仕事を熱回収施設にひっつけて見積をさせて、設計書かせて、点数をそこにやって、結果として日立がたまたま、そこを点数ようけ取っとな、タクマより。この2つの項目が別途なら、まさに別途にしてもうとったら日立でなかったかもしれん。点数のうえで言うたら0.06点でしたか、それが0.77点と少なくなるんですから入れ替わるんです。どう思われまひすか。

●議長（松本義隆氏）

河島次長。

△事務局（河島事務局次長）

ただいまご指摘にありまひた2つの事が別途の扱いであつたという場合についてでございますが、津山圏域クリーンセンター施設建設運営事業としまひて、実施方針、入札公告におきまひて、要求水準、落札者決定基準を事前に公表いたしまひて、そのうえで適正に事業者を選定した結果でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（松本義隆氏）

4番 末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

時間がないんで、すいません議長、反対討論もついでにさせてください。また、別途、立ちあがって言うのもあれですから。申し訳ないです。まず、今の事ですが、元々別の工事であると、こう断つた総合評価方式の入札において、実は中身で合体させて、しかも評価点にそれを入れて、そして、工事契約で言へばきわめて高い確率で日立グループにこれからの仕事が落札できる仕組みがそこにある。まさに随意契約でも、やりかねない事態を作り出しとる。芋づる式で元の請負業者に工事が次々流れていく仕組みをこしらえとる。この事はおかしい。厳しく指摘をしておきまひす。

さて、時間が切れてしまひましたが、30年の使用問題について、常識では35年くらい

だという答弁もありました。しかし、公募条件には20年と書いたがために、地元では20年したら変わるくらいに思うと人はようけおるんですよ。その事をきっちり頭に入れとって整理しなきゃいけません。いつの間に35年になったら言うて怒りようる人はようけおります。さらに、もう1つ、日立に落ちた。これはつまらん話かもしれませんが、領家という町内にテレビを、買うたか寄付したか置いとるか、評価はいろいろあるようですけれども、少なくとも、地元の領家の公会堂の中にドーンとごっつい日立のテレビが備わった。やっぱり地元の方は、大手ってというのはそうやって地元の住民を懐柔してしまうか言うて、ごっつう批判を受けようるんです。よその所も欲しい言うたらくれるかという意見もあります。その事を指摘だけしておきます。よう考えてください。

そして、議案6号に対しては、かねてから申し上げておりますように、全体では早く事業をせにゃいけんいう事はようわかるとるつもりですけども、いくつかの課題、問題点を残したまま領家で事業推進するという予算については、私はついていけない、反対という意見を申し上げて、ちょっと時間をオーバーしましたけれど、これで終わります。

●議長（松本義隆氏）

はい。以上で通告による質問質疑は終わりました。討論については、通告がございません。これより採決に入りたいと思っておりますが、ただいま上程いたしております日程第3の案件については、それぞれ分割して採決をいたします。まず、議案第6号について採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成13名、反対1名)

●議長（松本義隆氏）

起立多数と認めます。よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第7号について採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成14名)

●議長（松本義隆氏）

起立全員と認めます。よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決しました。以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。この際、管理者よりご挨拶があります。宮地管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

本日は、大変ご多忙のところ組合議会定例会にご出席いただきまして、ただ今は提案をさせていただきました議案につきましてご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。今後とも、新クリーンセンターの施設の完成に向けまして最大限の努力をする

所存でございますので、議員の皆様方におかれましては、ご指導並びにご支援のほどを心よりお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますけども、ご挨拶に代えさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございました。

●議長（松本義隆氏）

これもちまして、平成25年2月津山圏域資源循環施設組合議会定例会を閉会といたします。本日は、大変ご苦労様でした。

午後0時38分 閉会

地方自治法123条2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成25年2月19日

議事録署名人 津山圏域資源循環施設組合議会 議長 松本義隆

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 西野修平

津山圏域資源循環施設組合議会 議員 日神山定茂

平成 25 年 2 月津山圏域資源循環施設組合議会定例会発言通告一覧表

平成 25 年 2 月 19 日

区 分	番目	氏 名	件 名	答弁者
議案質疑	1	末 永 弘 之	①新クリーンセンター建設のあり方 ②議案第 6 号 予算について	管理者 副管理者 など